

東京電力ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小早川 智明 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書

令和4年9月13日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事

内堀 雅雄

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 管野 啓二

副会長 福島県商工会連合会

会長 轆田 倉治

副会長 福島県市長会 会長 相馬市長

立谷 秀清

副会長 福島県町村会 会長 広野町長

遠藤 智

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求

福島の復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、これまで幾度にもわたり、国及び東京電力に対し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう強く求めてきたところである。

こうした中、精神的損害や営業損害を始めとする賠償の枠組みが一つ一つ構築され、賠償請求手続が進められてきたが、原子力発電所事故の影響は広範囲かつ長期に及んでおり、事故から1年半が経過した現在も、一部地域で避難指示が継続し、県内全域で根強い風評被害が残るなどの状況に置かれている。

特に、ALPS処理水の取扱いについては、国が昨年4月に基本方針を決定し、12月に行動計画が策定され、現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているが、農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念が示されている。

また、住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、東京電力に対し、「指針」を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により今年3月に確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会において、「指針」の見直し等を含めた対応の要否が検討されている。

東京電力においては、こうした事実を踏まえ、改めて、被害者の様々な思いを真摯に受け止めるとともに、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、被害者が消滅時効によつて請求の機会を失うことのないよう、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。

よつて、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要求する。

1 ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応

- (1) ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評を発生させないという強い決意の下、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。
- (2) それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、業種別の具体的な賠償方針に基づき、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を早期に策定すること。また、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。

この際、特に次の事項について確実に対応すること。

ア 損害の確認方法や算定方法、具体的な請求手続などを含む、客観的で分かりやすい賠償の方向性を事業者や関係団体等に説明した上で、意見を丁寧に聞き取り、理解が得られるようなものにすること。

イ 原発事故後には、直接的な損害やそうしたことに関連した間接的な被害が、県内全域の様々な分野で発生した事実を踏まえ、農林水産業や観光業、商工業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うこと。

ウ 風評被害は、発生の証明が容易ではない上、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、事業者が自ら新たな風評被害による損害を立証することは非常に困難な状況にあることを認識し、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体等の意見を十分に反映した上で、事業者が納得できる明確な基準を構築すること。

2 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応

原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

3 営業損害に係る賠償

(1) 農林水産業の営業損害に係る賠償

ア 農林水産業に係る営業損害については、県産品に対して国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。また、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行うこと。

イ 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。

(2) 商工業等の営業損害に係る賠償

ア 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。

イ 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減すること。

ウ 同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行うこと。

4 被害者や地域の実情を踏まえた賠償

(1) 被害の実態に見合った賠償

帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないよう配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(2) 住居確保に係る損害の賠償

- ア 被害者が生活再建の見通しを立てることができるように、帰還、移住のいずれの場合においても、地域の状況や被害者一人一人の事情に応じた賠償を柔軟かつ迅速に行うこと。
- イ 移住先における宅地の取得費用の算定に当たっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応すること。
- ウ 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

(3) 避難生活の長期化を踏まえた柔軟な対応

依然として多くの住民が避難を継続している被災地の実情をしっかりと受け止め、管理や使用が困難となった財物の価値の減少や喪失等について、被害者の生活や事業の再建を最優先にする観点から、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うこと。

(4) 帰還や避難生活の長期化等に伴う賠償

帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握した上で、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。

5 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 「中間指針第四次追補」の基本的な考え方明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (3) 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、当県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守すること。
- (4) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手續の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (5) A L P S 处理水の取扱いに関し、東京電力に対し示されている様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底すること。

6 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- (1) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

7 自主的避難等に係る賠償

損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

8 地方公共団体に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行うこと。
また、A L P S 处理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。
- (2) 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分については、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行うこと。

- (3) 地方公共団体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- (4) 地方公共団体の財物の賠償については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- (5) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

9 消滅時効への対応

全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。